

報道発表資料

令和 7 年 12 月 3 日

独立行政法人国際生活センター

失業保険の給付額等を増やすことができるとう申請サポートに注意 —不正受給を促すかのようなケースも！—

雇用保険制度に基づく失業等給付（一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることがある。以下「失業保険」という。）は、仕事を失った人が生活を維持しながら再就職を目指すための公的支援制度です。ハローワーク（公共職業安定所）で申請を行い、条件を満たせば受給することができます。給付額や期間は、退職理由や勤務年数などにより異なります。

全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうたう申請サポートに関する相談が寄せられています。主な内容としては、①申請サポートを依頼すれば受給額が増えると期待したが、実際には増えなかつた、②途中で解約を希望したが、事業者が認めなかつたり、違約金を請求された、③うつ病などのメンタルの不調はないにもかかわらず、指定のクリニックで受診するよう指示されるなど、不正受給を促すかのような誘導をされた、とする相談が目立っています。

そこで、失業保険の申請サポートに関する消費者トラブルを防ぐため、消費者への注意喚起を行います。

＜トラブルのイメージ図＞

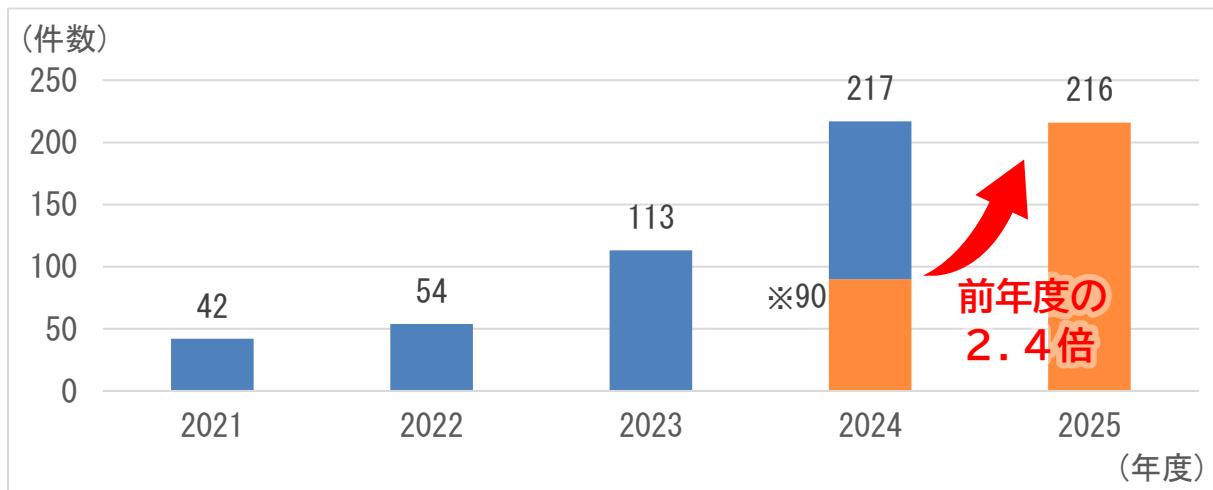
（1）申請サポート契約に至る経緯



(2) 主なトラブル例



<PIO-NET¹における「失業保険の申請サポート²」に係る相談件数の年度別推移>



¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2021年度受付分から2025年10月31日までのPIO-NET登録分。

² 本資料では、失業保険や失業手当、失業給付、退職給付金等の申請サポートなどの役務（サービス）が関連する相談を対象に集計している。

1. 相談事例（かっこ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例 1】失業保険の申請サポート契約をしたが、事業者が言っていたような給付金がもらえなかつたので、サポート費用を支払いたくない

インターネットで失業保険の申請サポートをしてくれる事業者を知り、WEB会議で面談をした。そのなかで「社会保障制度を利用すれば最大200万円の失業保険が受給できる。その申請をサポートする」と言われ、約30万円の申請サポート契約を申し込んだ。

その後、事業者から教えられたとおりの手順で失業保険の申請を行ったが、事業者が言っていたような給付金はもらえなかつた。事業者からサポート費用の請求を受けているが、事前の説明と異なり、失業保険がもらえないなら支払いたくない。

(2025年5月受付 40歳代 男性)

【事例 2】失業保険の申請支援をうたう事業者と契約した後、解約を申し出たら高額な違約金を請求された

退職を考えていた時に、インターネットで失業保険をもらえる期間が長くなり金額も増やすことができるというサイトを見て登録した。WEB会議で説明を受けて契約し、サポート費用として約20万円を振り込んだ。その後、状況が変わり退職しないことになったため、解約を申し出たところ、サポート費用の大部分が違約金になると言われた。まだ何もサポートを受けていないにもかかわらず、高額な違約金を取られることに納得できない。

(2025年7月受付 30歳代 女性)

【事例 3】失業保険のサポートをうたう事業者と契約したが、詐欺にならないか不安

SNSで失業保険のサポートをする事業者を知った。退職を考えていたため登録した後、話を聞いたところ、「最短で1か月後には傷病手当が出て、失業給付も10か月間に延長できるようにサポートする」と言われ、サポート費用として約20万円をクレジットカードで支払った。

翌日、サポート内容について説明を受けたが、退職日までに事業者が指定したオンライン診療のメンタルクリニックを受診し、うつ病との診断を受けたら、すぐに仕事ができないという内容の書類をハローワークに提出する、というものだった。うつ病と診断されるためのマニュアルも送られてきた。私はうつ病ではないと思う。このようなやり方は詐欺にならないか。

(2024年9月受付 30歳代 女性)

2. 相談事例からみる問題点

(1) 広告や勧誘に過度な期待や誤解を招く表現が用いられていることがある

相談事例では「最大200万円の失業保険が受給できる」など、申請サポートを利用すれば高額の給付が受けられるかのような、過度な期待や誤解を招く広告や勧誘がなされているケースがみられます（事例1、3）。

しかし、失業保険の給付は、あくまでも行政機関による審査を経て、個別の条件に応じて決定されるものであり、サポートを受ければ誰でも一律にもらえるというものではありません。事業者のサポートに従って申請をしても、思ったような給付金が受け取れないこともあります（事例1）。

また、失業保険などの労働及び社会保険制度に関する申請書等の作成や提出を、報酬を得て代行できるのは、法律で定められた社会保険労務士（社労士）や社労士法人などに限られます³。資格のない事業者が行えるのは、あくまで助言及び指導に限られます。ハローワークでは申請手続について無料で相談や案内を受けることができるため、通常、こうしたサポートをうたう事業者を利用しなくとも自分自身で手続を行うことが可能です。

（2）契約後に解約を求めて高額な違約金を請求されたり、解約を拒絶されることがある

一度契約をしてしまうと、その後にサポートが不要になり解約を求めて、サポートを受ける前であっても高額な違約金を請求されたり（事例2）、事業者が解約に応じなかつたりすることがあります。

（3）不正受給を促すかのような申請サポートになっているケースがある

相談事例のなかには、給付額や受給期間を増やすために、うつ病の診断を受けるためのマニュアルを渡されたり（事例3）、医師やハローワークに伝える内容を逐一指示されたりするなど、実際の状況とは異なる虚偽の内容での申請をサポート事業者が促した、とみられるケースがあります。

虚偽の内容で申請して失業保険を不正受給した場合には、受給した金額の最大3倍に当たる金額の返金・納付を命じられる⁴、詐欺罪等として刑事罰の対象となるなど、申請者自身が責任を問われることになります⁵。

3. 消費者へのアドバイス

（1）過度に期待を持たせる広告に注意しましょう

申請サポートを利用すれば必ず高額の給付が受けられるかのような広告や勧誘が見受けられますが、失業保険はあくまでも行政機関による審査で決定されるものであり、給付が保証されているわけではありません。

また、一度契約すると、期待したとおりの給付を受けられなくても契約金額を支払うよう請求されることがあります。過度に期待を持たせるような広告には気をつけましょう。

（2）サービス内容や解約条件などを慎重に確認しましょう

社労士などの資格のない事業者は申請書類の作成や提出を代行することはできず、できるのは情報提供や助言だけです。申請に不安がある場合には、お住まいの地域のハローワークで、申請書類の書き方などの助言を無料で受けることができます。高額のサポート契約をする前に、その事業者が本当に信頼できるか、資格を持っているか、サービス内容が支払う金額に見合っているか、解約条件はどうなっているかなどについて、慎重に確認することが大切です。

³ 社会保険労務士法27条。このほか、弁護士または弁護士法人も社会保険労務士の業務を行うことができる。

⁴ 雇用保険法10条の4第1項

⁵ 不正受給について（事例等）大阪労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/hourei_seido/situgyo/minasama/fusei.html

（3）事実ではない内容での申請を勧められても、絶対に応じないようにしましょう

給付を増やすために事実ではない内容で申請すると不正受給となり、受給した金額以上の金額の返金・納付を命じられる、刑事罰の対象となるなど、申請者本人が責任を問われることになります。「知らなかった」「事業者に言わされたとおりにした」では済ません。事業者から事実ではない内容での申請を促すかのような助言を受けても、絶対に応じないようにしましょう。

（4）不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

*消費者ホットライン：「188（いやや！）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*ハローワーク（公共職業安定所）

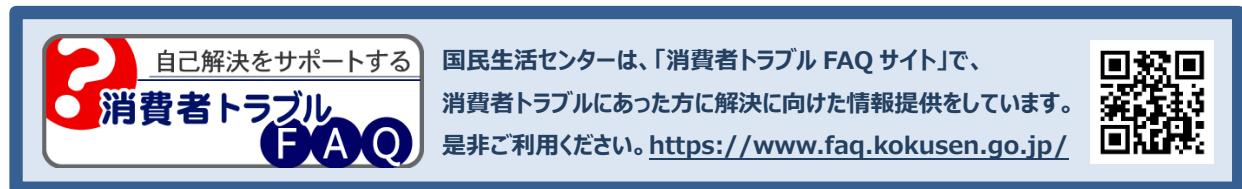
失業保険の手続について、ご不明な点がございましたら、住居所を管轄するハローワークにお問い合わせ・来所の上、ご相談ください。

<全国のハローワークの所在地・電話番号>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/hellowork.html

4. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号2000012010019）
- ・厚生労働省（法人番号6000012070001）



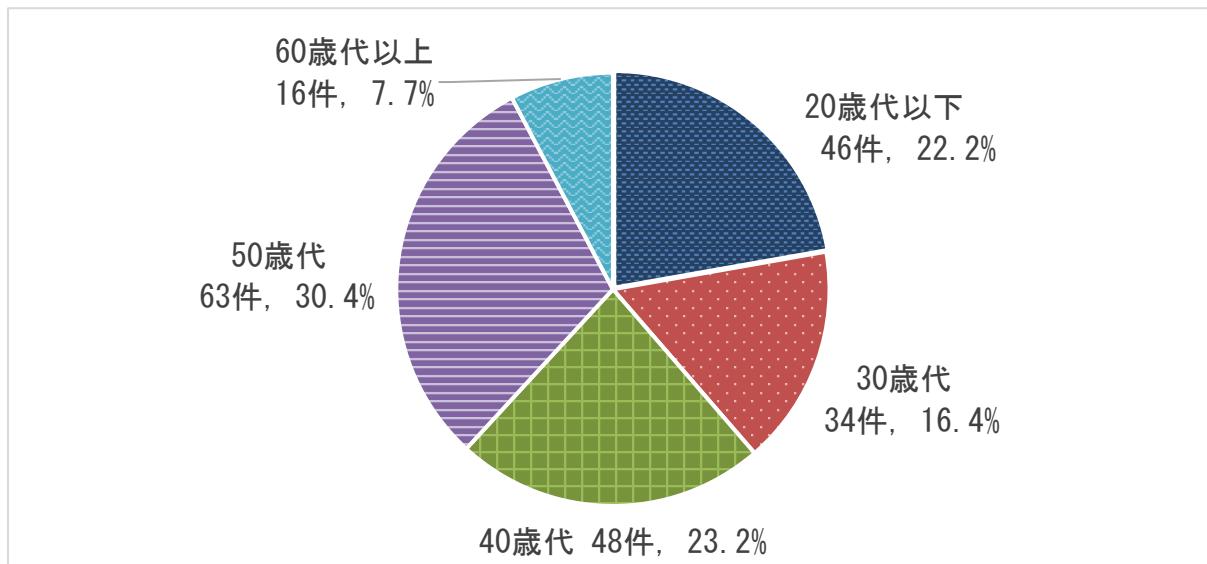
国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、
消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。
是非ご利用ください。<https://www.faq.kokusen.go.jp/>

【参考資料】PI0-NET における「失業保険の申請サポート」に関する相談の傾向⁶

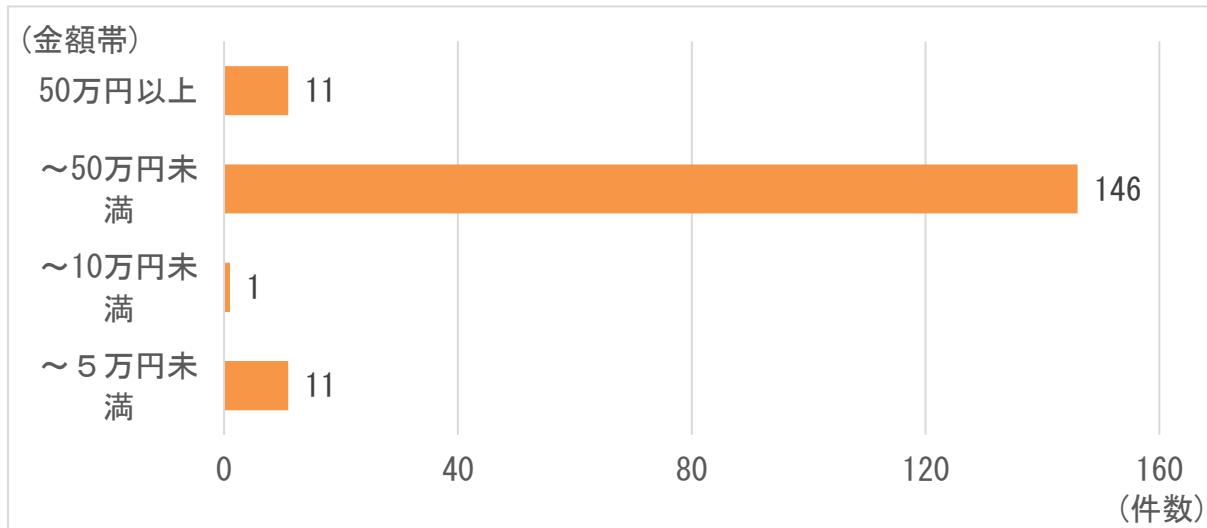
＜契約当事者の属性等＞

- ・年代：平均年齢 42.7歳
- ・性別：男性約55.6%、女性約 44.4%
- ・平均契約購入金額：約29万円

（1）契約当事者の年代別（n=207）



（2）平均契約購入金額帯別件数（n=169）



⁶ 2024 年度のデータ（2025 年 10 月 31 日までの登録分）を対象に、「失業保険の申請サポート」に関する相談件数 (n=217) のうち、不明・無回答等は除いて分析している。割合は小数点第 2 位を四捨五入しており、内訳の合計が 100% にはならない場合がある。